

# 貯水槽水道の申請について

- ◇ 給水装置工事の承認申請は、配水管から分岐して設けられた給水管、これに直結する給水用具及び貯水槽のボールタップ迄とする。
- ◇ 貯水槽以降については、参考資料として下記の必要書類をA-4ファイルに綴じて1部提出すること。

## 【必要書類】

1. 給水装置承認申請書（第1号様式）の写し	1部
2. 受水槽の施設管理人選任（変更）届	2部
3. 建築確認済証及び申請書の写し	各1部
4. 習志野市役所環境保全課へ提出する簡易専用水道設置届の写し （※船橋市三山地区の場合は、船橋市の保健所に提出する届出書）	1部
5. 貯水槽容量の算出根拠（書式任意）	1部
6. 流量計算書（取出し口径の決定）（書式任意）	1部
7. 建築一般図（配置図・平面図・立面図・断面図）	各1部
8. 給水に関する建物全体の系統図・各戸平面詳細図	各1部
9. 貯水槽の詳細図	1部
10. ポンプの承認図	1部

※ メーターの取り付けは、一次側に逆流防止付伸縮ボール止水栓を取り付けること。

※ 各シャフトの立上り管の根元部分には必ずバルブを取り付けること。